

地域や業種をまたがるモビリティデータ利活用 推進事業の募集について

経済産業省 令和3年度「無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化推進事業
(無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化のための総合的な調査検討・調整プロジェクト)」

公 募 要 領

令和3年6月

日本工営株式会社

公募要領

目次

はじめに.....	1
I. 本事業の公募概要	2
1. 目的.....	2
2. 公募対象事業の要件.....	2
2. 事業内容.....	3
3. 事業の実施期間.....	4
4. 事業費.....	4
II. 応募手続	5
1. 応募者.....	5
2. 応募書類.....	6
3. 公募期間、応募書類の提出先.....	7
III. 審査・選定.....	8
1. 審査の方法及び手順.....	8
2. 審査基準.....	9
IV. その他	10

はじめに

自動運転等の先進モビリティサービスは、少子高齢化や都市部への人口集中をはじめとした我が国の社会構造の変化によって顕在化する様々な社会課題に対し、移動の自由の確保・地域活性化・交通事故削減・移動の効率化・人材不足解消などで貢献し、同時に、生活利便性の向上や産業競争力の強化により我が国全体の経済的価値の向上に寄与するものです。

上記のように、自動運転等の先進モビリティサービスへの社会的な期待は高く、世界的な市場の立ち上がりも今後急速に見込まれることから、我が国の輸出産業の大きな柱でもある自動車産業の国際競争力を維持・強化するという観点からも、官民協調して、関連する取組全体を引き続き強力に押し進めることが重要です。

このような中で、経済産業省では、国土交通省と連携し、令和元年度より、新たなモビリティサービスの社会実装を通じた移動課題の解決や地域活性化を目指し、「スマートモビリティチャレンジ」事業（※1）を推進しています。これまでの2年間では、先進的な取組を行う地域において新たなモビリティサービスの実証実験を行うとともに、全国に先進的な取組を展開するため、事業性、社会受容性等に係る横断的分析等を行い、成果や課題を整理し、情報発信を行ってきました。

今年度は、これまでの実証実験や横断的分析等で得られた成果や課題を踏まえ、引き続き地域での実証実験を行うと同時に、本事業において、地域や業種をまたがるモビリティデータ利活用により新たな価値を生み出す高度なMaaSの実現に向けた実証を実施します。

なお、本事業は経済産業省の令和3年度「無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化推進事業（無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化のための総合的な調査検討・調整プロジェクト）」（※2）の内数として実施するものであり、日本工営株式会社が本事業の事務局として委託を受けて実施するものです。また、本公募要領は、本事業を実施する事業者を募集するに当たっての、応募手続、審査基準等を定めるものです。

（※1）スマートモビリティチャレンジ

<https://www.mobilitychallenge.go.jp/>

（※2）「自動運転レベル4等の先進モビリティサービス研究開発・社会実装プロジェクト（RoAD to the L4）」研究開発・社会実装計画

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/Automated-driving/RoADtotheL4.html

I. 本事業の公募概要

1. 目的

本事業は、地域や業種をまたいで、人流（公共交通）・物流・その他モビリティに関するデータ等を組み合わせて利活用することにより、地域住民ひいては国民にとって、新たな付加価値を生み出す高度な MaaS（モビリティサービス）の実現に向けて取り組むことを推進するものです。

具体的には、上記のような高度な MaaS の実現に向けて、地域や業種をまたいで、1) データ利活用上の課題解決及び新たな付加価値の検証、2) 事業性の検証、3) 住民・サービス利用者の社会受容性の検証の3つの項目を中心に、実証を進めるものです。

2. 公募対象事業の要件

本事業として応募可能な主体は、以下になります。

- ・ 複数団体の応募に関しては、各団体の協力体制が明確であること
 - ・ 応募者において、実証実験やデータ収集、検証を主体的に実施できる体制があること
 - ・ 実証実験の実施等に際し、事務局との契約に応じることができること
 - ・ 事務局による進捗管理等、本事業の推進支援に協力すること
 - ・ 企業、事業者として、健全であること
 - ・ 事務局による検証・分析等に積極的に連携・協力が可能なこと
- 等

また、本事業の応募には

- ①地域間・業種間（観光、商業、医療等）の垣根を超えたデータ利活用の基盤の実現に資するものであること
- ②地域課題・社会課題の解決に資するものであること
- ③個別地域・業種の課題解決のみにとどまらず、全国への展開を目指すものであること
- ④データ連携においては、国土交通省から示された「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン」を考慮すること

※参考 URL：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000117.html

- ⑤MaaS 関連データの収集・活用、実証実施、検証を主体的に実施できる体制があること
- ⑥人流、物流、その他モビリティのデータを含む、複数のデータを組み合わせて、新たな付加価値を創出する取組であること
- ⑥本事業の成果について、経済産業省のホームページ等の中での紹介に同意できること
- ⑦安全性や法令順守について十分に配慮した実証実験が実施できること

が要件となります。

3. 事業内容

モビリティのサプライチェーン・バリューチェーン全体にわたる CASE の技術変革がもたらすビジネス・業態の変化を踏まえながら、地域や業種をまたがる横断的なプロジェクトとして、人流（公共交通）・物流・その他モビリティに関するデータ等を組み合わせ、また、それに留まらず、必要に応じてまち・インフラ等のデータも利活用し、地域住民やサービス利用者、ひいては国民にとって、新たな付加価値を生むデータ利活用プロジェクトの実証事業を実施していただきます。

具体的実証内容に関しては、以下の【公募するプロジェクトイメージ】を想定しており、実証実験（企画・準備・実施・検証）及び、下記①～③を実施していただきます。

なお、【公募するプロジェクトイメージ】にあてはまらない取組であっても、上記の事業内容の趣旨を踏まえ、適切に課題設定の上で取り組む類似のプロジェクトについては、本事業の対象とするものとします。

【公募するプロジェクトイメージ】

- 例えば商業施設、物流、医療・福祉などのサービス提供者の保有するデータと、自動車・交通事業者の MaaS データをつなぐプラットフォームを構築し、異業種間で新たなサービスや付加価値を創出するプロジェクト
- ユーザー個人が便益を実感できるかたちで、第三者提供を含むデータ利活用に関する契約等に基づき、ユーザー個人からデータを提供してもらい、異業種の事業者等にてそのデータを利活用することにより社会課題解決につなげるプロジェクト
- 複数エリアにおいて、モビリティサービスで取得したデータや人流・物流のデータ、MaaS アプリから得られるデータ等に加え、行政等が保有するインフラ整備や防災等の都市情報等を組み合わせることで、モビリティデータ連携基盤の活用が、広範な地域・社会課題の解決に有効かどうかを検証するプロジェクト

①データ利活用上の課題解決及び新たな付加価値の検証

応募時に提出頂く実証実験計画（活用するデータ内容、データ活用によるサービス内容、ターゲットへの付加価値の提供内容など）に基づき、モビリティデータの円滑な利活用を促すうえでの課題を適切に設定し、実証実験を通じて、その課題の解決方策やデータの利活用による新たな付加価値の創出に係る検証などについて取りまとめを行います。

②事業性等の検証

実証実験の結果を踏まえ、事業採算性の試算等を行い、必要な予算の確保、制度的課題の抽出や社会実装に向けた活動計画の策定、社会実装を加速化させる方策の検討を行います。

③地域の社会受容性の検証

実証実験の実験協力者や新しいサービスの想定利用者に対し、UI/UX の効果検証やサービス提供後のフィードバックなど、利用者のサービス提供価値の受容性の検証を行います。また、地域課題・新しいサービスの可能性に関し周知・共有を行うと共に、住民理解の醸成に必要な諸活動を計画・実行します。実証実験を通して得られた知見・課題についての取りまとめを行います。

4. 事業の実施期間

本事業のより効果的な実施のため、令和3年内に実証実験を終了し、令和4年2月に本事業が完了することを目安とします。具体的な日程については、事務局と協議のうえ、実証実験の内容等を踏まえ、分析に必要な実証実験期間を設定することとします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況を踏まえ、スケジュールに変更が生じる場合は、事務局との協議を行うこととします。

5. 事業費

本事業における実証実験の企画・準備・実施と分析および課題抽出に必要な費用について、事務局から代表団体に対する外注費として支出します。

本事業を実施することにより、特許権等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の最終的な帰属先は、原則、選定事業者とすることを想定しています（コンソーシアムで受託する場合は、コンソーシアム内で権利義務の帰属先を予め定めておくこと）。但し、委託事業終了時に提出する事業成果報告書等の納入物の著作権については、経済産業省が実施する権利及び第三者へ実施を許諾する権利を認めること。

委託費は1件あたり上限3,000万円で、2件程度を想定しています。

具体的な委託金額については、事務局との協議のうえ、実証実験の内容等を踏まえ、支出の必要性等を考慮して決定することとします。

下表に支出項目の一例を示します。

なお、本事業で事務局側が負担する経費の考え方としては、特に、本事業に係る全ての経費を負担するというだけでなく、モビリティデータ利活用の取組に対して、本事業において新たな取組を行う上で生じる追加的な経費を負担することで、市場創出の推進や社会実装の促進が図られることを期待しています。そのため、従来の取組での経費負担に対して追加的な負担を求めることになる場合は、特に分かるようにお示し下さい。

実証実験の企画	✓ 実証実験計画の立案費用
実証実験の準備	✓ 実証実験の実施に必要な法制度面の手続きに係る費用 ✓ 実証実験の実施に必要な関係機関・事業者との協議に係る費用 ✓ 実証実験の実施に必要なシステムの構築・導入に係る費用 ✓ 実証実験の周知など、利用促進や広報に係る費用
実証実験の実施	✓ 実証実験におけるデータ取得、調査実施等に係る費用
分析および課題抽出	✓ 「データ利活用の課題及び新たな価値の検証」、「事業性の検証」、「社会受容性の検証」に関する分析に係る費用 ✓ 事務局が主催する委員会への出席に必要な費用 ✓ 報告書作成費用

(※) 経済産業省による委託事業の財産の管理・処分に係る処理の観点から、20万円以上の財産となる物品の購入は不可となります。実証実験に必要な場合は、レンタルやリース等での対応をお願いします。

II. 応募手続

1. 応募者

(1) 代表団体

応募は、代表団体の長が行ってください。

事務局は、代表団体に対して実証実験の実施等に係る委託契約を結びます。

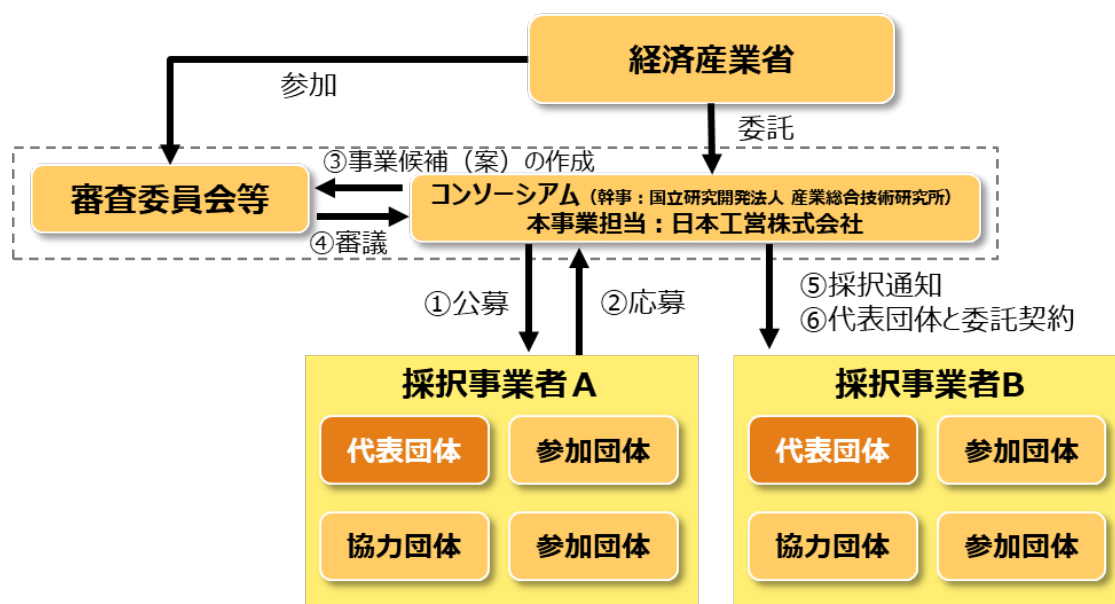
なお、代表団体は、応募書類の提案主体となるほか、事務局による審査過程に関する連絡・対応に当たり総括的な責任を有することになります。また、事業が採択された後は、円滑な事業の推進と目標達成のために、実証実験の実施を始め事業推進に係る取りまとめを行うとともに、事業計画の作成及び見直しに係る調整等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。

(2) 参加団体

参加団体は、代表団体と共に実証実験を実施します。

本事業の実施を担う他事業実施者も参加団体に含まれます。

事業の実施・審査体制



2. 応募書類

応募書類は申請書類内の記載要領に従って作成し、電子ファイルで提出してください。本要領に示された様式以外での応募は認められません。(1)から(3)の書類に加え、補足資料やパンフレット等を提出いただくことも可能ですが、審査対象にはならない場合がありますことをご了承ください。

項目	具体的な内容
(1) 応募申請書	✓ プロジェクト名、代表団体、応募内容の概要など
(2) 事業の企画提案書	✓ 連携するデータの概要 ✓ データ活用方法の概要
(2) — 1 事業目的への適合性	✓ データ利活用による付加価値の創出 ✓ 継続性を考慮した事業計画 ✓ 利用者サービス提供の向上
取組内容の汎用性	✓ 地域・社会課題へのアプローチ ✓ データの種類や利活用手法 ✓ 横断的な展開 ✓ 幅広いデータの活用
取組内容の具体性・実現性	✓ 検証命題・項目の妥当性 ✓ 検証手法の妥当性 ✓ リスク管理
事業の継続性・発展性	✓ 地域との合意形成
(2) — 2 実証実験の実施体制	✓ 実証実施者の役割分担を明記 ✓ 関係者との調整状況や調整内容を明記
(2) — 3 実証実験の工程	✓ 実証実験に向けたスケジュール
(3) 概算見積書	✓ 実証実験に必要な費用のうち、委託費による負担を求める費用

提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

上記の(1)から(3)の各書類は、日本語で記入し、A4版で、通しページを下段中央に付してください。応募書類の様式は、本公募要領の置かれた特設サイトからダウンロードできますので、ご利用ください。

3. 公募期間、応募書類の提出先

応募から事業開始までの流れは、以下のとおりです。

- ・ 令和3年6月25日(金)：公募開始
- ・ 令和3年6月25日(金)～7月19日(月)：応募
 応募意向の表明締切は7月7日(水)、最終締切は7月19日(月)15時
- ・ 令和3年7月14日(水)～：書類審査、(必要に応じて)電話やテレビ会議システムを用いたヒアリングを実施
- ・ 令和3年8月中：審査委員会等を経て事業実施団体の決定、各事業者に個別で内定通知以降、委託契約に入る

本事業に応募するすべての団体は、応募意向の表明締切までに、必ず、応募申請書類の様式(1)を記入のうえ、提出して下さい。

応募意向の表明締切の段階で、応募申請書類の様式(1)、様式(2)と作成ができている他の様式を提出いただいた事業者に対しては、早期に書類確認、必要に応じて電話やテレビ会議システムを用いたヒアリングを実施させていただきます。なお、書類は最終締切までに差し替えることも可能です。

<応募書類の提出先>

日本工営株式会社 交通政策事業部 交通都市部

地域や業種をまたがるモビリティデータ利活用推進事業公募事務局担当：

上田、古谷、森川

メールアドレス：ml-mobichalle@dx.n-koei.co.jp

- ・ 応募書類は、電子メールにより提出してください(締切日時までに必着のこと)。申請受理のお知らせは、提出メールに対する返信で代用いたします。
- ・ 応募書類の持参、バイク便、郵送による提出は受け付けません。また、締切日時を経過した後に届いた申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。応募書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。申請書の様式は変更しないでください。

(その他の留意事項)

- ・ 事務局は20MBを超える添付ファイルの電子メールは受信できません。圧縮や分割が難しい場合は、その旨をお知らせください。対応方法を別途お伝えします。
- ・ 応募締切後の書類等の変更は認められません。応募書類の差し替えは固くお断りします。
- ・ 採択候補決定までに、内容について確認等の連絡をする場合がありますので、代表団体の担当者は確実に連絡が取れるようにしてください。
- ・ 採択結果は日本工営株式会社より通知しますので、通知以前に採択結果に関する問い合わせをしないようにしてください。

Ⅲ. 審査・選定

1. 審査の方法及び手順

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会等の意見を基に審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリング等を実施させていただく場合がございます。

応募申請書類の作成にあたっては、様式中の記載要領を参照してください。

(1) 審査プロセス

① 書類審査

事務局において書類確認を行います。応募者に対し、提出内容に関する不明点等の確認を行う場合があります。

② 必要に応じてヒアリング

必要に応じて、ヒアリングを実施します。ヒアリングの対象となる地域は、直接、当該応募者にお知らせします。

③ 事務局において、事業候補（案）を作成し、審査委員会等における審議を経て、事務局において、事業実施団体を決定します。

(2) 審査に当たっての留意点

- ・審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を依頼することがあります。

審査結果については、採択候補の決定後、速やかに採択候補を公表するとともに、直接、当該応募者にもお知らせします。

2. 審査基準

審査の基準は、以下のとおりです。

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

①事業目的への適合性

- 本事業は、モビリティデータ等を活用し住民や国民にとって新たな付加価値を生むデータ利活用プロジェクトの実証事業であるという意図を理解しているか
- 事業計画（ビジネスモデル・収支計画）まで考慮されており、将来のサービスイメージ及び実現までのロードマップが具体化できているか
- データ提供者のみではなく、データ利用者視点での意見が事業に反映され、また、実証実験等やその後の社会実装について広く利用者の意見を聴く取組であるか

②取組内容の汎用性（多様なデータ利活用、複数地域、複数関係者）

- モビリティデータ等を収集・活用することで、住民や国民にとっての価値提供や都市運営上のコスト削減等の地域・社会課題の解決に資する取組であるか
- 使用するデータの種類や連携手法、データの保有・連携・使用等を行う主体や役割分担が明確になっているか
- 単に個別地域での新しいデータ利活用事業を試行するだけでなく、他地域にも実証実験で得られた知見やノウハウを展開できるよう、取組の全体設計や分析・考察を担うことができる主体が参画しているか
- 交通以外のデータ等も含めた定量的な分析により、データ提供者とプラットフォーム間のデータ連携のみではなく、データ利用者へのサービス提供価値も含めた検証であるか

③取組内容の具体性・実現性

- データの取得、分析、効果検証の各段階において、スケジュールや実施エリア等を鑑み、十分に実現可能な提案であるか
- 課題に対応したデータの種類とそのデータを用いた検証項目が具体化されているか
- プロジェクトの実施にあたって想定されるリスクや対応方針が明示されているか

④事業の継続性・発展性

- 実験に参画する主体以外にも、事業の実現に必要な主体（実証不参加の交通事業者、他事業実施者、基礎自治体など）を巻き込み、地域の合意形成が図られる会議体の開催や活動の実施が計画された取組であるか

IV. その他

- * 本公募要領に関する問い合わせは、別紙の質問状に必要事項を記載のうえ、以下の宛先に電子メールで送付してください。電話でのお問い合わせは受付できません。
なお、問い合わせ締切は、令和3年7月9日(金)17:00※必着とします。
質問状に対する回答は、個別に質問者へ送付します。

<問い合わせ先>

日本工営株式会社 交通政策事業部 交通都市部

地域や業種をまたがるモビリティデータ利活用推進事業公募事務局担当：

上田、古谷、森川

メールアドレス：ml-mobichalle@dx.n-koei.co.jp

* 個人情報の取得について

本公募申請に関する個人情報は、日本工営株式会社と経済産業省が共同で利用いたします。本応募申請に関する個人情報は、令和3年度「無人自動運転等の先進 MaaS 実装加速化推進事業」の運営支援・調査業務の遂行のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

また、日本工営株式会社では、下記の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」に則って個人情報を管理しております。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）：<https://www.n-koei.co.jp/privacy-policy/>

以上

質問状

企業名	
住所	
TEL	
E-mail	
質問者	
質問に関連する文章及び頁	
質問内容	